

## 平成 29 年度における下野市議会基本条例の検証

### 1. はじめに

平成 26 年 5 月に新体制でスタートした下野市議会は、平成 25 年 10 月に施行された本市議会の最高規範である下野市議会基本条例に基づき議会運営に取り組むとともに、議会改革を積極的に推進してまいりました。

市議会では、議会改革を「情報公開」、「住民参加」、「議会機能強化」の 3 つの視点から検証し、問題点の洗い出しから改善策の実施まで、さらにはそこから新たに発見された問題点を改善するといった取組を継続的に進めてきたところです。

本市議会では、不断の議会改革を推し進める中、現時点での改革の進捗を検証し、次期への課題を明確化することで、議会活動の更なる進化を図り、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会の実現を目指してまいります。

このたび、本市議会運営委員会において基本条例の検証及び結果、今後の取組としてまとめましたので、市民の皆様に公表するものです。

### 2. 検証結果（下野市議会基本条例・条項ごと）

議会基本条例に掲げた議会運営の基本事項に基づき、議会報告会の実施、研修会・講演会の開催、情報の共有化等さまざまな取組みが行われましたので、条例に基づき、議会改革の検証を行いました。

検証を行った条項について下線を付け、検証及び結果等を記載しています。

#### （目的）

第 1 条 この条例は、分権時代にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して暮らし、幸せを実感できるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

#### （議会の活動原則）

第 2 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。
- (2) 公平性、透明性等を確保し、民主的な議会運営に努めること。
- (3) 広く市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるとともに、議員

- 一人一人の資質を高め、政策提言及び政策立案の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行い、積極的に情報公開に取り組み、説明責任を果たすこと。
- (6) 継続的かつ持続的に議会改革の推進に取り組むこと。

## 『検証』

### 検討及び結果

- ・ YouTube を活用し一般質問を録画配信し、速やかに情報提供を行いました。
- ・ 常任委員会概要録を市ホームページで公表しました。
- ・ 政務活動費について特別委員会で検討し、今任期中の導入は行わないとの結論に至りました。

### 今後の取組

- ・ 委員会概要録が速やかに公開できるよう作業の見直しを図ります。
- ・ 一般質問以外の本会議について、録画中継の公開を検討します。
- ・ 議会改革の継続及び更なる活性化を目指し、議会改革の検証結果を次期改選後の市議会に引き継ぎます。

## (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 下野市議会議員政治倫理条例（平成19年下野市条例第17号）をはじめ、法令等を遵守し、市民の代表としてふさわしい行動をとること。
- (2) 議員としての資質の向上を目指し、日常の研さんに努めること。
- (3) 市民意見を的確に把握し、十分な検討判断の上、市政にいかすこと。
- (4) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表としての利害にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。

## (会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

## 『検証』

### 検討及び結果

- ・ 特別委員会において検討した結果、次期市議会議員改選後に速やかに導入することとしました。

### 今後の取組

- ・ 政策集団としての会派の目的及びその運営について研究を進めます。

## (市民と議会との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を公表し、透明性を高め、情報の共有化を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議及び常任委員会の会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるため、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、必要に応じて、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、市民の傍聴意欲を高めるよう努めなければならない。

## 『検証』

### 検討及び結果

- ・ 次期正副議長選挙において、希望者による所信表明の機会を設け、議場において実施することになりました。
- ・ 請願陳情の提出者による趣旨説明の機会を設けました。
- ・ 傍聴者用に閲覧資料及び傍聴用机を設置し、傍聴しやすい環境の整備を図りました。

### 今後の取組

- ・ 所信表明の実施に向けた運用等の整備を行います。
- ・ 請願陳情の趣旨説明及び議会傍聴について、制度の周知に努めます。

## (議会報告会)

第6条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

## 『検証』

### 検討及び結果

- ・ 議会報告会での参加者からの要望等に基づき、より意見交換を充実させるため、班別意見交換会を開催しました。

### 今後の取組

- ・ 参加者の意見の中から政策提言と位置づけしたものについて、具現化するための研究を行います。

(市長等との関係の基本原則)

第7条 議会審議における議員と市長等とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との間の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問又は質疑の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て、発言することができる。

(3) 議員は、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、市長等は文書により回答するものとする。

2 前項第3号の文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。

## 『検証』

### 検討及び結果

- ・ 一問一答方式を導入し、傍聴者からも分かりやすい議会の実現に努めました。
- ・ 総括質疑に通告制を導入し、執行部からの明確な答弁を得ることで、より正確な審査が実現しました。

### 今後の取組

- ・ 本会議における会派による代表質問の実施について検討します。

第8条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 下野市総合計画との整合性
- (3) 類似する政策との比較検討
- (4) 検討過程における市民参加の状況

- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、市長等に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出を求めることができる。

**『検証』**

**検討及び結果**

- ・ 議員活動において、執行部から財務関連資料等の提出を求め、健全財政の維持を検証しました。

**今後の取組**

- ・ 健全財政の維持について、財政過程全体にわたり研究します。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、下野市総合計画基本構想及び基本計画に関することとし、この市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

**『検証』**

**検討及び結果**

- ・ 第二次下野市総合計画（基本構想、基本計画）を、本会議で可決しました。

**今後の取組**

- ・ 引き続き計画的かつ透明性の高い市政の運営を目指します。

(討議の原則)

第10条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては、議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間の討議を行うものとする。

## 『検証』

### 検討及び結果

- ・ 請願陳情の審査時に、議員間討議が行われました。

### 今後の取組

- ・ 議員相互間の討議を通じて合意形成を図り、政策提言等を積極的に進めます。

### (調査及び政策立案)

第 11 条 議会は、地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を必要に応じて活用するものとする。

2 議会は、地方自治法第 115 条の 2 に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用するものとする。

3 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表しなければならない。

4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができる。

## 『検証』

### 検討及び結果

- ・ 行政視察の結果について、委員長報告を市議会だよりや市ホームページに公表しました。
- ・ 特別委員会を設置し調査を行い、結論を見出しました。(議会活性化特別委員会、地方創生推進特別委員会、石橋中学校校舎改修等特別委員会)

### 今後の取組

- ・ 行政視察により得た情報や政策等を市政及び本市議会に反映させるための研究を進めます。

### (委員会の運営)

第 12 条 委員会は、所管に関わる市政の課題について、市長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

2 委員会は、その意思決定に当たり、市民の意見の聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとする。

3 委員会は、市民との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとする。

4 委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとする。

『検証』

検討及び結果

- ・ 請願陳情提出者からの趣旨説明の機会を積極的に創出し、より正確な意思決定、討議を目指すことができました。
- ・ 常任委員会ごとに各種団体等との意見交換会を実施し、より専門性に特化した意見交換を行い、多くの貴重な意見を拝聴できました。

今後の取組

- ・ 各種団体との意見交換会は、参加者から好評であったため、より充実した懇談会・意見交換会の実現に向け、研究を進めます。

(議員研修の充実強化)

第 13 条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との議員研修会を年 1 回以上開催するものとする。

『検証』

検討及び結果

- ・ 研修会、講演会及び各種セミナーを通して、議員の資質及び政策形成・立案能力の向上を図りました。

今後の取組

- ・ 議員研修の充実強化を図るため、引き続き各種セミナーへの参加を積極的に行います。

(議会事務局)

第 14 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の設置及び公開)

第 15 条 議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書室の図書の充実に努めるものとする。

『検証』

検討及び結果

- ・ 調査研究のための環境整備を行いました。
- ・ 議員及び市民からの意見を参考に図書を整備を行いました。

今後の取組

- ・ 引き続き調査研究が行いやすい環境整備に努め、利用促進を目指します。

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、広報活動に努めるものとする。

『検証』

検討及び結果

- ・ 専門家による外部評価を受け、表現及びレイアウト等に工夫を凝らし、市民に関心を持ってもらえるような紙面づくりに取り組みました。
- ・ 行政視察を実施し、先進市議会の事例研究に取り組みました。

今後の取組

- ・ 現議会日より編集委員会における紙面作成手法等を改選後の新体制に引き継ぎ、編集水準を維持し質の高い紙面づくりを目指します。

(危機管理)

第 17 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。

(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

3 議会における危機管理体制に関し必要な事項は、別に定める。



『検証』

検討及び結果

- ・下野市議会災害対策支援本部を設置し、災害発生時の状況調査・把握及び今後の対応等を協議しました。

今後の取組

- ・引き続き市災害対策本部と連携協力し、総合的・機能的な活動ができるよう、危機管理体制の強化を図っていきます。

(議員定数)

第 18 条 議員定数は、下野市議会議員定数条例（平成 21 年下野市条例第 30 号）で定める。

- 2 議員提案による議員定数の改正に当たっては、市民意見を参考とし、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮した上で決定するものとする。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬は、下野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年下野市条例第 43 号）で定める。

- 2 議員提案による議員報酬の改正に当たっては、市民意見を参考とし、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮した上で決定するものとする。

(最高規範性)

第 20 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会に関する他の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

『検証』

検討及び結果

- ・改選後、研修を実施し本条例の理念・趣旨等について浸透を図りました。

今後の取組

- ・改選後、新しい議員への研修を速やかに実施し、全議員が本条例に基づき同じ認識のもと、本市議会を構成できるよう努めていきます。

(議会及び議員の責務)

第 21 条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則に基づいて制定される条例、

規則等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(検証及び見直し)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする。

#### 『検証』

##### 検討及び結果

- ・ 議会基本条例はもとより会議規則、委員会条例に基づく議会運営の視点からも議会改革の検証を行いました。

##### 今後の取組

- ・ 改選後の議会運営委員会に申し送りを行い、不断の議会改革を推し進めていきます。

平成30年2月15日

議会運営委員会